

給付費算定にかかる自主点検シート

事業所番号	
事業所名	

自主点検シート記載にあたっての留意事項

- チェック内容をよく理解している場合は評価欄に「○」を、そうでない場合は「×」を、どちらともいえない場合は「△」を記載してください。
- 評価が×・△となる場合には、この機会に請求内容の自主点検をご検討願います。

チェック項目	内 容	評価
運営基準減算	平成 27 年 3 月 23 日厚生省告示第 95 号 - 82（厚生労働大臣が定める基準）に定める基準を満たさない場合は、所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を算定しているか。 また、運営基準減算が 2 ヶ月以上継続している場合には、所定単位数を算定していないか。	
	内容及び手続きの説明及び同意 1 平成 30 年 4 月 1 日以降の新規利用者への指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができることについて説明を行っていない場合に、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。	
	居宅サービス計画の作成及び変更 2 居宅サービス計画の新規作成及び変更にあたっては、次の場合に減算されるものであること。 ① 当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月（以下「当該月」という。）から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。 ② 当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない場合を除く。以下同じ。）には、当該月から当該状態が解消されるに至った前月まで減算する。 ③ 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。	
	サービス担当者会議 3 次に掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。 ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合 ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	
初回加算	モニタリング 4 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）にあたっては、次の場合に減算されるものであること。 ① 当該事業所の介護支援専門員が次に掲げるいずれかの方法により、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。 イ 1 月に 1 回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法。 ロ 次のいずれにも該当する場合であって、2 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法。 a テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 b サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 （i）利用者の心身の状況が安定していること。 （ii）利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 （iii）介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 ② 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が 1 月以上継続する場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。	
	指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合、その他の別に厚生労働大臣が定める場合に加算しているか。 ※運営基準減算に該当する場合については、当該加算は、算定しない。 ※ 初回加算が算定される場合とは、具体的には次のような場合である。 ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③ 要介護状態区分が 2 段階以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合	